



COLGATE-PALMOLIVE COMPANY

第三者行動規範



コルゲート・パルモリーブ・カンパニーならびに世界中にあるその子会社および関係会社は、企業としての成功に不可欠な誠実性に対して、コルゲートが長年にわたり培ってきた信用を非常に誇りに思っています。コルゲートの信用力は、私たち自身の行為だけではなく、私たちと共に働く人々の行動に基づくものでもあります。このような理由から、私たちは、私たちの価値観を共有し、同じ高レベルの倫理基準を反映することができる第三者の方々とのみ働きたいと切望しています。

この第三者行動規範は、私たちが供給業者、販売業者、エージェント、顧客、リサーチ・パートナー、そして共に働くその他すべての第三者の方々（総称して、私たちの「第三者パートナー」という）に期待している倫理規範に関して、私たちの期待するものをお伝えするために策定されました。本書は、コルゲート・パルモリーブ・カンパニーの行動規範に一致するものです。この行動規範は[当社ウェブサイト](#)で入手可能です。この第三者規範の各条項は、世界人権宣言および国際労働機関の道徳的規範に則り、あるいはそこで使用されている言葉を盛り込んで策定されています。

この第三者行動規範が第三者パートナーの組織内で周知され、その従業員およびコルゲートの仕事に携わる下請業者にも伝わるように、第三者パートナーには適切な措置を取っていただけるようお願いするものです。

私たちは、相互の取引関係に当てはまる範囲において、貴社が私たちの第三者パートナーとして、以下に記載された基準を遵守するというコミットメントを共有してくださることを期待しています。

法律の遵守

コルゲートと共に働く第三者パートナーとして、貴社には、適用されるすべての法律、規定、規則および協定の遵守が求められています。これらには、贈収賄防止、競争、営業行為、製品品質および成分、環境基準、労働安全衛生、個人情報保護、労働および雇用等に関連する法律、および本書に記載されている、またはそれ以外で貴社が営業活動を行っているすべての地域でコルゲートに提供している製品および／またはサービスに適用されるその他の法律が含まれますが、これらに限定するものではありません。

贈収賄防止

コルゲートは、世界中の政府と合法的かつ倫理的に取引を行うべく取り組んでいます。当社は、すべての第三者パートナーに対し、「コルゲート・パルモリーブ・グローバル贈収賄防止方針（Colgate-Palmolive Global Anti-Bribery Policy）」、および関連するすべての贈収賄防止法（米国海外腐敗行為防止法（「FCPA」）を含むが、これに限定されない）を遵守することを求めます。

当社の事業のため、またはそれに関連して行動しているすべての第三者パートナーは、不当に営業上の優位性を得るため、または政府の行為もしくは決定に影響を与えるために、政府関係者もしくは政府機関に、直接または間接かを問わず、有価物の提供もしくは提供の申し出を行うことを禁止されています。この禁止事項には、公的なサービスもしくは機能の迅速化のために、政府関係者に対して、直接または間接かを問わず、促進・迅速化、または「円滑化」のための支払いを行うことが含まれています。

当社の会社方針では、政府関係者もしくは政府機関に資金を提供する場合、または政府関係者もしくは政府機関のために資金を費やす場合は、コルゲートのグローバル・リーガル組織から事前の書面による承認を得ることが求められています。これには、贈物、寄付、協賛、講演料もしくはその他の支払いだけでなく、食事、旅行、接待もしくはその他の有価物等に第三者パートナーが費やす資金も含まれます。コルゲートの事業のため、またはそれに関連して、かかる支出を行うことが予想される場合、貴社は事前にコルゲートに通知して承認を得る必要があります。

政府関係者への賄賂の禁止に加え、コルゲートは、その従業員および第三者パートナーが民間の当事者による贈賄に関与することも禁じています。

反トラスト法・競争法

コルゲートは、すべての第三者パートナーに対し、適用される競争法（米国では反トラスト法と呼ばれる）を完全に遵守して事業を行うことを求めます。これらの法は、消費者の利益のために自由かつ公正な競争を促進することを目的としています。企業はこれらの法に基づき、需要供給の市場原理に干渉してはなりません。むしろ、より安価で、さらに革新的な製品およびより良いサービスを提供することにより、事業獲得のために競い合う必要があります。禁止行為には、支配的市場地位の乱用や、同業者間で価格に影響を及ぼす合意または折り合い（例：価格操作、市場分割、共同行為による取引拒絶、再販価格維持、違法な価格差別、または取引等の制限）などを含みますが、これらに限定するものではありません。

秘密情報・専有情報

第三者パートナーは、コルゲートの知的財産、企業秘密およびその他の秘密情報、専有情報または機密情報を尊重し、コルゲートとの契約に従うまたはコルゲートの書面による事前の同意を得ている場合を除き、これらのいかなる情報も使用または開示してはなりません。コルゲートに関するいかなる情報または資料も、当該情報が第三者パートナーの過失によらずして公知となった場合を除き、常に秘密として取り扱う必要があります。第三者パートナーは、その組織の部外者にコルゲートの秘密情報もしくは専有情報を開示することはできません。また、コルゲートが意図する目的に沿って厳密な意味で「知る必要」または「使用する必要」に基づく場合を除き、かかる情報をその組織内で開示することもできません。さらに第三者パートナーは、自らの利益のため、またはコルゲート以外の個人もしくは事業体の利益のために、かかる情報を使用することも禁止されています。

コルゲートの会社方針は、可能な限り機密性のない状態で第三者パートナーと協働することにあります。よって当社は、第三者パートナーに対し、非秘密情報・非専有情報のみをコルゲートに提供すること、コルゲートが第三者パートナーから開示された情報またはアイデアを、完全に無償で法的責任を負わず、誰にでも開示または使用することができることに同意していただきたいと考えています。本条のいかなる条項も、コルゲートと第三者パートナーとの間で締結された既存の秘密保持契約または情報非開示契約を修正または無効とするためのものではありません。

コルゲートが秘密情報を第三者パートナーから受領する場合は、かかる情報が絶対に必要であること、また適切な保護条項を盛り込んだ書面による契約を整備することを条件とします。また、第三者パートナーは、コルゲートが任意の第三者パートナーと協議した地域と同じまたは類似した地域に関する、別の計画もしくはプログラムを有している、もしくは実施する場合があることを理解し、これを了承する必要があります。

データプライバシー

第三者パートナーとして、貴社は、コルゲートの従業員、消費者、顧客、供給業者、およびその他の第三者パートナーのプライバシーを尊重し、コルゲートとの取引関係により提供された個人情報を保護するためのあらゆる合理的かつ適切な措置を取る必要があります。当社は、第三者パートナーに対し、コルゲートから入手した個人情報、またはコルゲートの従業員、消費者、顧客、供給業者、およびその他の第三者パートナーについての個人情報を、必要な場合に限り、かつ適用されるすべてのデータプライバシーおよびデータ保護に関する法律に従って、収集、処理、使用、保管および保持することを求めます。

第三者パートナーが、コルゲートの要請に応じ、またはコルゲートのために、個人情報を収集、処理、使用、保管または保持する場合、当該第三者パートナーは、かかる個人情報の保護に関するコルゲートの基準に準拠するようコルゲートとの一定の契約上の義務に同意することを求められます。

倫理的取引

ビジネス・パートナー間の誠実な取引は、健全な取引関係に不可欠な要素です。コルゲートは、すべての既存の第三者パートナーおよびその候補者に対し公正かつ公平な配慮を行い、価格、品質、およびサービス能力といった客観的基準ならびに信頼性および誠実性にその判断基準を置くよう心がけています。当社は、価格、販促割引、マーケティング支援等にいかなる個人的便宜も与えません。リベート、賄賂または同様の不適切な便益を贈収することは禁止されています。当社は、第三者パートナーがこれらと同じ高レベルの倫理基準を示し、誠実性と公平性をもってすべての取引を行うことを期待しています。

費用

コルゲートは、当社との書面による合意に基づき返還すると明示的に示されるか、または費用が発生する前に書面で当社が事前に承認している場合を除き、第三者パートナーに発生した費用の返還は行いません。コルゲートが返還する費用に関しては、有効な請求書または領収書を添付の上、詳細な文書での裏付けが必要です。

贈物

コルゲートの社員は、事業上の意思決定に影響を与え得る、または影響を与えられると思われる贈物、支払いまたはその他の便益もしくは有価物を贈収することを禁止されています。当社は、第三者パートナーが本方針を尊重し、当社従業員（または当社従業員の近親者）に対し、名目上の価値（50 米ドル以上）を上回る金額の贈物もしくはその他の便益の提供を控えることを求めます。コルゲートの従業員は価値が 50 米ドル未満の贈物を受け取ることができますが、暦年あたり 1 度のみ可能です。

安全衛生

第三者パートナーは、それぞれの場所で働いている、すべての従業員の安全衛生に注意を払うとともに、適用されるすべての法令および規制に従い、かかる従業員に安全で健康な職場環境を提供する必要があります。コルゲートの施設において現場業務に従事しているすべての者は、コルゲートの労働安全衛生基準を遵守することを求められています。

国際貿易規制

コルゲートは、第三者パートナーに対し、適用される取引・輸出入規制を遵守することを求めます。第三者パートナーはコルゲートの事業に従事している場合、操業する国にかかわらず、米国の貿易規制にも準拠する必要があります。具体的に言えば、これらの規制は、米国の制裁または禁輸措置の対象となっている個人、事業体または国と、コルゲートのための取引を行うことを禁止しています。また第三者パートナーは、コルゲートの事業に関連して、米国政府の制裁対象外の国のボイコットに参加することも禁止されています。

労働慣行および普遍的な人権

コルゲートは、違法な児童労働、強制労働または奴隷労働、人間の搾取、およびその他あらゆる形態の労働者に対する容認し難い待遇の利用に強く反対します。労働法に違反している、またはその他の方法で非人道的労働慣行（搾取、体罰、虐待、意に反した強制労働またはその他の形態の虐待を含む）を行っていることが知られている第三者との取引は、コルゲートの方針としてそれを行いません。

コルゲートは、長年にわたり世界中で人権の尊重に取り組んでおり、適用法に準拠し以下の基準を促進する第三者パートナーと共に働くことを求めています。

- すべての業務は自発的に行われ、奴隷労働、債務労働、強制労働、契約強制労働またはその他の形態の拘束的労働、奴隷制、人身売買と関連しないこと
- 法律で定められていない限り、雇用の際、雇用期間中または採用過程において労働者の本人確認書類、渡航書類、またはその他個人的書類もしくは有価物を引き渡すことが無いこと
- 従業員は、採用過程および雇用期間すべてにおいて、手数料や手付金（金銭またはその他）を、仲介業者、採用担当者、周旋業者などに支払う必要がないこと
- 第三者パートナーが人材派遣会社を利用する場合、適用される現地法に基づき正式な経営認可を受けた、適法かつ信頼性の高い人材派遣会社のみを使用すること
- 従業員の身体が自由が限定または制限されないこと
- 肌の色、人種、性別、性同一性、年齢、民族、国籍、性的指向、婚姻状況、宗教、兵役経験、心身障害、またはその他の法により保護される特性にかかわらず、あらゆるレベルの従業員に対する均等な機会があること
- 幸福を促進し、環境を保護する安全で衛生的な職場が提供されること
- 賃金の支払いに保留や遅延がなく、適用されるすべての法律および規定を遵守すること
- 労働時間および時間外手当が現地法に則っていること、および
- 従業員の合法的な結社の自由の尊重と、すべての団結権および団体交渉権が尊重されていること

コルゲートは、第三者ビジネスパートナーに対し、当社の「[紛争鉱物に関する方針（Policy on Conflict Minerals）](#)」を遵守することを求めます。

環境の保護

コルゲートは、私たちの環境の保護に高い価値を置き、地球の限られた資源の保全に貢献するための当社の役割に献身的に取り組んでいます。当社は、第三者パートナーが、適用される環境法規制の文言および精神、ならびにそれらが表す公序を厳格に遵守することを期待します。コルゲートの施設で現場の業務に従事するすべての者は、コルゲートの環境基準を遵守することを求められます。

品質基準

コルゲートは、それぞれの業界で一般に浸透している製造・流通管理基準および職業上のサービス管理基準に則り、製品を製造、梱包、貯蔵、輸送する、もしくはその他の方法で扱う第三者パートナーとの取引しか行いません。

動物愛護

コルゲートの第三者パートナー、およびそれらが使用または維持している外部施設で、本条に該当する場合には、動物の飼育、取扱いおよび愛護に関するすべての業界基準および規制を満たす、またはそれを上回る必要があります。コルゲートは、第三者パートナーが動物愛護に関して、当社の「[製品の安全性研究に関する方針（Product Safety Research Policy）](#)」およびヒルズ社の「[動物福祉に対するヒルズの取り組み（Hill's Commitment to Animal Welfare）](#)」に概説されているような高レベルの倫理基準を示すことを期

待しています。

法令遵守に対する貴社の責任

コルゲートの事業に従事している貴社の従業員、代理人および下請業者がこの第三者行動規範を理解・遵守するよう努めることは貴社の責任です。この第三者行動規範またはすべての適用法の遵守の不履行は、コルゲートが取引関係を解消する根拠となります。

コルゲートは、第三者パートナーに対し、現地法の許容範囲内で、不正行為に関する申し立てを調査し解消するための合理的かつ適切なシステムを完備することを求めます。貴社は、適用法もしくはこの第三者行動規範に対する違反の可能性、またはコルゲートの事業に関連する不正行為に関するその他の申し立てを知るに至った場合、速やかにコルゲートに通知しなければなりません。

貴社はまた、貴社の事業またはコルゲートに提供している製品もしくはサービスに関して、否定的もしくは悪い評判を知るに至った場合、または、コルゲートに関する否定的もしくは悪い評判をもたらすと合理的に予想される事態もしくは状況が貴社もしくは貴社の事業に関連して発生した場合には、速やかにコルゲートに通知する必要があります。

追加情報および情報源

この第三者行動規範の「[翻訳版](#)」がコルゲート・パルモリーブ・カンパニーのウェブサイトでご覧いただけます。

この第三者行動規範に関して質問がある場合は、コルゲート・パルモリーブ・カンパニーのグローバル企業倫理ライン（ethics@colpal.com）までご連絡ください。